

平泉町地域防災計画 概要版

風水害対策編

第1章 総則の構成

第1章 総則の構成は以下のとおりであり、本概要版では第1節の「計画の目的」、第3節の「他の法令に基づく計画との関係」の概要について記載しています。

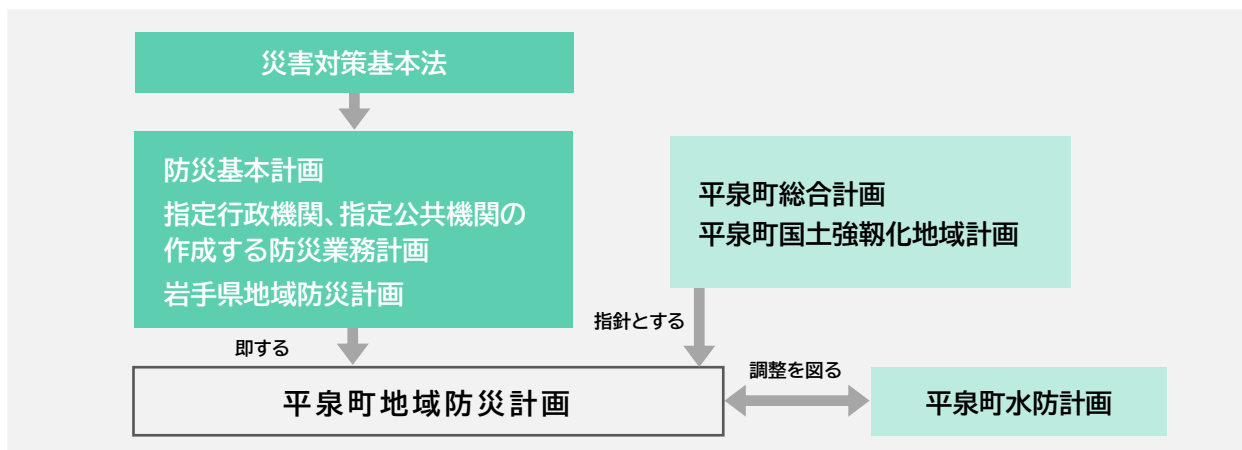
節	項目	節	項目
第1節	計画の目的	第6節	防災関係機関の責務及び業務の大綱
第2節	町民の責務	第7節	平泉町の概況
第3節	他の法令に基づく計画との関係	第8節	災害の発生状況
第4節	災害時における個人情報の取り扱い	第9節	防災対策の推進方向
第5節	平泉町防災会議		

1. 計画の目的

本計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、平泉町防災会議が作成する計画で、各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めることを目的とします。

2. 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、平泉町地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであり、災害対策基本法第42条に掲げる防災業務計画、県地域防災計画に矛盾、抵触しないものとします。また、水防法に基づく「平泉町水防計画」と十分な調整を図り、特に今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、現在及び将来策定される地方自治法第2条に基づく町基本構想及び町基本計画に矛盾することのない計画とします。



第2章 災害予防対策計画の構成

第2章 災害予防対策計画の構成は以下のとおりであり、本概要版では第2節の「防災知識普及計画」、第6節の「避難対策計画」、第18節の「土砂災害予防計画」など主に今回改訂を行った項目の概要について記載しています。

節	項目	節	項目
第1節	組織体制の整備	第14節	ライフライン施設等安全確保計画
第2節	防災知識普及計画	第15節	危険物施設等安全確保計画
第3節	地域防災活動活性化計画	第16節	風水害予防計画
第4節	防災訓練計画	第17節	雪害予防計画
第5節	気象業務整備計画・通信確保計画	第18節	土砂災害予防計画
第6節	避難対策計画	第19節	火災予防計画
第7節	災害医療体制整備計画	第20節	林野火災予防計画
第8節	要配慮者の安全確保計画	第21節	農業災害予防計画
第9節	食料・生活必需品等の備蓄計画	第22節	文化財の災害予防対策
第10節	孤立化対策計画	第23節	防災ボランティア育成計画
第11節	防災施設等整備計画	第24節	事業継続対策計画
第12節	建築物等安全確保計画	第25節	原子力災害予防計画
第13節	交通施設安全確保計画		

1.

防災知識普及計画

《町民に対する防災知識の普及》

- 町民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には、町民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災知識の普及徹底を図る。
- 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。
- 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

《防災と福祉の連携》

- 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

《専門家の活用》

- 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

2.

避難対策計画

《広域避難及び広域一時滞在》

【広域避難】

- 災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難(以下「広域避難」という。)が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

【広域一次滞在】

- 災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在(以下「広域一時滞在」という。)が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

3.

土砂災害予防計画

《土砂災害警戒情報の発表》

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示等や住民の自主避難の判断を支援するため、県と気象台が警戒を呼びかける情報を共同で発表します。

- 大雨警報(土砂災害)発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1km メッシュごとの監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したときに、県と気象台は、協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で発表する。
- 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合は、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令を検討する。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において「災害切迫(黒)」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

【参考】土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)

危険度	表示	状況
災害切迫 【警戒レベル5相当】	黒	● 大雨特別警報(土砂災害)の指標に用いる基準に実況で到達。
危険 【警戒レベル4相当】	紫	● 2時間先までに土砂災害警戒情報の発表基準に到達すると予想。 (避難指示の判断が必要な状況)
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	● 2時間先までに警報基準に到達すると予想。 (高齢者等避難の検討が必要な状況)
注意 【警戒レベル2相当】	黄	● 2時間先までに注意報基準に到達すると予想。

第3章 災害応急対策計画の構成

第3章 災害応急対策計画の構成は以下のとおりであり、本概要版では第1節の「活動体制計画」、第6節の「交通確保・輸送計画」、第15節の「避難・救出計画」など主に今回改訂を行った項目の概要について記載しています。

節	項目	節	項目
第1節	活動体制計画	第17節	食料、生活必需品等物資供給計画
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	第18節	給水計画
第3節	通信情報計画	第19節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画
第4節	情報の収集・伝達計画	第20節	感染症予防計画
第5節	広報広聴計画	第21節	廃棄物処理・障害物除去計画
第6節	交通確保・輸送計画	第22節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画
第7節	公安警備計画	第23節	応急対策要員確保計画
第8節	消防活動計画	第24節	文教対策計画
第9節	水防活動計画	第25節	農畜産物応急対策計画
第10節	県・市町村等応援協力計画	第26節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画
第11節	自衛隊災害派遣要請依頼計画	第27節	ライフライン施設応急対策計画
第12節	防災ボランティア活動計画	第28節	危険物施設等応急対策計画
第13節	義援物資、義援金の受付け・配分計画	第29節	林野火災応急対策計画
第14節	災害救助法の適用計画	第30節	防災ヘリコプター等活動計画
第15節	避難・救出計画	第31節	原子力災害対策計画
第16節	医療・保健計画		

1.

活動体制計画

≪防災体制（配備体制）≫

区分	時期	概要
準備体制（0号配備）	防災気象情報等を入手し、気象状況の進展を見守る段階	<ul style="list-style-type: none"> 連絡要員を配備し、防災気象情報等の把握や気象台からの情報収集等に努める。 関係部署に対し、警戒体制へ適切に移行できる準備を要請する。
注意体制（1号配備）	警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する段階	<ul style="list-style-type: none"> 副町長の指揮の下、予め定めた職員を配備し、高齢者等避難の発令を判断できる体制とする。 事務局（総務課）は、防災気象情報を分析（台風（大雨）説明会等）し、気象台等や近隣自治体との情報交換ができる体制とする。 小規模な災害に対する応急活動が実施できる体制とする。
警戒体制（2号配備）	警戒レベル3高齢者等避難を発令する段階 警戒レベル4 避難指示の発令を検討する段階	<ul style="list-style-type: none"> 町長以下幹部により、「災害警戒本部」を設置できる体制とする。 警戒レベル3（高齢者等避難）を発令できる体制とする。また、警戒レベル4（避難指示）の発令を判断できる体制とする。 応急対策活動に即応できる体制とする。
非常体制（3号配備）	警戒レベル4 避難指示を発令する段階	<ul style="list-style-type: none"> 町長以下幹部により、「災害対策本部」の設置及び災害対策本部会議を開催できる体制とする。 警戒レベル4（避難指示）を発令できる体制とする。
緊急非常体制（4号配備）	警戒レベル5 緊急安全確保を発令する段階	<ul style="list-style-type: none"> 予め定めた全職員により、組織・機能の全てをあげて応急対策活動を実施できる体制とする。 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令できる体制とする。

≪防災体制（配備基準）≫

区分	概要
準備体制（0号配備）	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象注意報、洪水注意報が発表されたとき。 ● 指定河川（北上川）の基準水位観測所の水位が「水防団待機水位」を超え、さらに水位の上昇が見込まれたとき。 ● その他、総務課長が必要と判断したとき。
注意体制（1号配備）	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象注意報、洪水注意報が発表され、災害発生の危険が予想される時。 ● 北上川上流洪水予報のうち、はん濫注意情報が発表されたとき。 ● 台風情報で、台風の暴風域が 24 時間以内に町域にかかると予想されている、又は、台風が 24 時間以内に町域に接近することが見込まれるとき。 ● 大規模な事故災害の発生するおそれのあるとき。 ● その他、副町長が必要と判断したとき。
警戒体制（2号配備）	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象警報又は洪水警報が発表されたとき。 ● 北上川上流洪水予報のうち、はん濫警戒情報が発表されたとき。 ● 台風情報で台風の暴風域が 12 時間以内に町域にかかることが予想される時。 ● 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがあるとき重大な事故災害が発生したとき。 ● 町内に震度4又は5弱の地震が発生したとき。 ● 長周期地震動階級 3 の地震が発生したとき。 ● その他、本部長が必要と判断したとき。
非常体制（3号配備）	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ● 北上川上流洪水予報のうち、はん濫危険情報が発表されたとき。 ● 相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測される時。 ● 町内に震度5強以上の地震が発生したとき。 ● その他、本部長が必要と判断したとき。
緊急非常体制（4号配備）	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨に関する特別警報が発表されたとき。 ● 北上川上流洪水予報のうち、はん濫発生情報が発表されたとき。 ● 町内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 ● 長周期地震動階級 4 の地震が発生したとき。 ● その他、本部長が必要と判断したとき。

2.

交通確保・輸送計画

≪緊急輸送道路の指定≫

災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には優先的に交通の確保を図ります。

【第1次緊急輸送道路】

- 防災拠点（県庁舎、地方生活圏中心都市（2次生活圏中心都市含む）、災害拠点病院ほか）、物資集積拠点、輸送拠点（重要港湾、空港ほか）を連絡する道路。

【第2次緊急輸送道路】

- 第1次緊急輸送道路と防災拠点（県地区合同庁舎、生活圏中心都市以外の市町村役場庁舎、災害拠点病院以外の病院、消防本部・消防署、自衛隊駐屯地ほか）、輸送拠点（道の駅ほか）、交通拠点、広域防災拠点、重要物流道路及び代替・補完路が連結する拠点を連絡する道路。

3.

避難・救出計画

《避難指示等の発令基準（洪水等）》

区分	概要
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 北上川上流洪水予報のうち、はん濫警戒情報が発表されたとき。 洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現したとき。 堤防に軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき(夕刻時点で発令)。 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや町民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断したとき。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 北上川上流洪水予報のうち、はん濫危険情報が発表されたとき。 洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現したとき。 堤防に異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき(夕刻時点で発令)。 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令)。 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや町民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断したとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北上川上流洪水予報のうち、はん濫発生情報が発表されたとき。 その他河川の水位が堤防高に到達したとき。 洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現したとき。 大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき。 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき。 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤防の決壊や越水、溢水が発生したとき(氾濫の発生が把握できたとき)。 近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや町民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断したとき。

《避難指示等の発令基準（土砂災害）》

区分	概要
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報)となったとき。 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき。 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報)に切り替える可能性が高い旨に言及されているときなど)(夕刻時点で発令)。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報)が発表されたとき。 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報)となったとき。 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき(夕刻時点で発令)。 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令)。 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき。台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや町民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断したとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報)が発表されたとき。 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報)となったとき。 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生が確認されたとき。

第4章 災害復旧・復興計画の構成

第4章 災害復旧・復興計画の構成は以下のとおりであり、本概要版では第2節の「生活の安定確保計画」、第3節の「復興計画の作成」の概要について記載しています。

節	項目
第1節	公共施設等の災害復旧計画
第2節	生活の安定確保計画
第3節	復興計画の作成

1. 生活の安定確保計画

《被災者の生活確保》

災害により被害を受けた町民が、被災から速やかに再起出来るよう、災害弔慰金の支給等に関する法律及び町条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給します。

資金名	支給対象	支給額	
		生計維持者	その他の者
災害弔慰金	● 政令で定める災害により死亡した町民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金	● 政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に相当程度の障がいがある町民	250万円以内	125万円以内
小災害見舞金	り災見舞金	災害救助法施行細則第6条別表第2の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額 災害救助法適用災害に係る同法第23条に規定する救助の種類(第23条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。)と同一の種類の救助について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額	
	市町村見舞金		

2. 復興計画の作成

《復興方針・計画の作成》

大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図ります。また、**被害をできるだけ最小化するという「減災」の考え**により、**安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現**することを目標とします。

- 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- 計画の作成にあたっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- 計画の作成にあたっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

震災対策編

第1章 総則の構成

第1章 総則の構成は以下のとおりであり、本概要版では第1節の「計画の目的」の概要について記載しています。

節	項目	節	項目
第1節	計画の目的	第4節	防災対策の推進方向
第2節	計画の性格及び基本方針	第5節	平泉町の地勢と地震
第3節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	第6節	地震の想定

1.

計画の目的

この計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものです。

なお、この計画は、県内における過去の地震の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、県が実施した被害想定調査の結果や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂を踏まえ、東日本大震災並びに過去の最大クラスの地震、また、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とします。

第2章 災害予防計画の構成

第2章 災害予防計画の構成は以下のとおりであり、本概要版では第11節の「都市防災計画」、第15節の「地盤災害予防計画」など主に今回改訂を行った項目の概要について記載しています。

節	項目	節	項目
第1節	防災知識普及計画	第11節	都市防災計画
第2節	地域防災活動活性化計画	第12節	交通施設安全確保計画
第3節	防災訓練計画	第13節	ライフライン施設等安全確保計画
第4節	通信確保計画	第14節	危険物施設等安全確保計画
第5節	避難対策計画	第15節	地盤災害予防計画
第6節	災害医療体制整備計画	第16節	火災予防計画
第7節	要配慮者の安全確保計画	第17節	震災に関する調査研究
第8節	食料・生活必需品等の備蓄計画	第18節	防災ボランティア育成計画
第9節	孤立化対策計画	第19節	事業継続対策計画
第10節	防災施設等整備計画		

1.

都市防災計画

《建築物の耐震性の向上の促進》

【都市防災推進のための対策】

- 防災上重要な建築物等の耐震性確保
- 木造住宅の耐震性確保
- 一般建築物の耐震性の確保
- 工作物の耐震性確保
- 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保
- 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保
- 家具等の転倒防止対策推進
- 地震保険の加入促進
- 関係団体との協力

《建築物の不燃化の促進》

- 屋根不燃区域の指定
- 公営住宅の不燃化促進
- 民間住宅の不燃化促進

2.

地盤災害予防計画

《液状化対策》

- 液状化現象が地盤条件により一様でないことから、個々の地盤条件に適した液状化対策を検討する。
- 県と協力して、町民や建築物の施工主等に対し、液状化対策について周知を図るとともに実施の促進に努める。
- 埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等に努める。

《宅地防災対策》

- 都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の設定等の規制を県に要請する。
- 防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。
- 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。

《ため池防災対策》

- 地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。

第3章 災害応急対策計画の構成

第3章 災害応急対策計画の構成は以下のとおりであり、本概要版では第2節の「地震情報等の伝達計画」など主に今回改訂を行った項目の概要について記載しています。

節	項目	節	項目
第1節	活動体制計画	第15節	医療・保健計画
第2節	地震情報等の伝達計画	第16節	食料、生活必需品等物資供給計画
第3節	通信情報計画	第17節	給水計画
第4節	情報の収集・伝達計画	第18節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画
第5節	広報広聴計画	第19節	感染症予防計画
第6節	交通確保・輸送計画	第20節	廃棄物処理・障害物除去計画
第7節	公安警備計画	第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画
第8節	消防活動計画	第22節	応急対策要員確保計画
第9節	県、市町村等応援協力計画	第23節	文教対策計画
第10節	自衛隊災害派遣要請依頼計画	第24節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画
第11節	防災ボランティア活動計画	第25節	ライフライン施設応急対策計画
第12節	義援物資、義援金の受付け・配分計画	第26節	危険物施設等応急対策計画
第13節	災害救助法の適用計画	第27節	防災ヘリコプター等活動計画
第14節	避難・救出計画		

1.

地震情報等の伝達計画

地震に関する異常な現象に係る情報の発表及び伝達について、以下のとおり定めています。

《地震動の警報》

種類	概要
緊急地震速報 (警報)	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象庁は、<u>震度5弱以上の揺れ</u>が予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、<u>緊急地震速報(警報)</u>を発表する。また、これを報道機関の協力を求めて町民等へ周知するとともに、消防庁の全国瞬時警報システムを経由して、県及び町へ提供する。 ● <u>震度6弱以上の揺れ</u>を予想した緊急地震速報(警報)は、<u>地震動特別警報</u>に位置付けられる。 ● 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。

《地震情報の種類と内容》

地震情報については、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次情報が発表されます。

種類	発表基準	概要
震度速報※	● 震度3以上	● 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	● 震度3以上	● 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	● 震度3以上 ● 緊急地震速報(警報)を発表した場合	● 震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 ● 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	● 震度1以上	● 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 ● 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	● 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	● 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	● 震度5弱以上	● 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

※震度速報は、盛岡地方気象台から直接の伝達はなし。

第4章 災害復旧・復興計画の構成

節	項目
第1節	公共施設等の災害復旧計画
第2節	生活の安定確保計画
第3節	復興計画の作成

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の構成

本計画において新たに追加された「第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」の構成は以下のとおりであり、本概要版では第5節「後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項」、第7節の「地震防災上必要な教育及び広報に関する事項」の概要について記載しています。

節	項目	節	項目
第1節	総則	第5節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	第6節	防災訓練に関する事項
第3節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項		

1. 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかけます。

【後発地震に対して注意する事項】

- 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

2. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

≪地域住民等に対する教育・広報≫

東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が災害からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、次のとおり教育・広報を実施します。

- 地震に関する一般的な知識
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 正確な情報の入手方法
- 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

平泉町地域防災計画 概要版

令和6年3月

〒029-4192

岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2

平泉町総務課

TEL:0191-46-2111/FAX:0191-46-3080